

安全保障理事会決議 2002 (2011)

2011年7月29日、安全保障理事会第6596回会合にて採択

安全保障理事会は、

ソマリアにおける事態に関するおよびエリトリアに関する安保理の従前の諸決議並びに安保理議長諸声明、とりわけソマリアに対する兵器および軍用装備のあらゆる引渡に関する禁止（以下「ソマリア武器禁輸」として言及）を確立した決議733（1992）、決議1519（2003）、決議1558（2004）、決議1587（2005）、決議1630（2005）、決議1676（2006）、決議1724（2006）、決議1744（2007）、決議1766（2007）、決議1772（2007）、決議1801（2008）、決議1811（2008）、決議1844（2008）、決議1853（2008）、決議1862（2009）、決議1907（2009）、決議1916（2010）および決議1972（2011）を再確認し、

安保理決議1744（2007）および1772（2007）に規定されているように、ソマリアに関する武器禁輸は、(a) アフリカ連合ソマリアミッション（AMISOM）の支援もしくは使用されることのみを意図した兵器および軍用装備、技術的訓練および支援、並びに(b) これら決議において規定された政治的プロセスに一致して、事案毎のそのような供給もしくは支援の事前通知を受領してから5事業日以内に決議751（1992）に従って設立され、その職務権限が決議1907（2009）に従って拡大された委員会（以下「委員会」とする）による否定的決定がない場合の、治安部門諸機構の整備を支援する目的のみを意図した国家による供給および技術的支援、には適用されないことを想起し、

武力紛争下の子どもに関する安保理諸決議1612（2006）、1882（2009）、1998（2011）並びに女性、平和および安全に関する諸決議1325（2000）、1820（2008）、1888（2009）、1889（2009）並びに1960（2010）、および武力紛争下の文民の保護に関する諸決議1265（1999）、1296（2000）、1325（2000）、1612（2005）、1674（2006）、1738（2006）、1820（2008）、1882（2009）、1888（2009）並びに1889（2009）を想起し、

ソマリア、ジブチおよびエリトリアのそれぞれの主権、領土保全、政治的独立並びに統一に対する安保理の尊重を再確認し、

ジブチ和平合意および和平プロセスが、ソマリアにおける紛争の解決の基礎を提示していることを再確認し、また暫定連邦憲章（TFC）を基礎とするソマリアにおける事態の包括的且つ永続的解決に対する安保理の公約をくり返し表明し、またソマリアの全ての指導者が、政治的対話を継続するための具体的な措置を講じる緊急の必要性をくり返し表明し、

決議1916（2010）の第6項(k)に従って提出された2011年7月18日付の監視グループの報告書（S/2011/433）およびそこに含まれる所見および勧告に留意し、

ソマリア武器禁輸および決議1907（2009）に従って制定されたエリトリア武器禁輸（以下「エリト

リア武器禁輸」として言及) に違反してソマリアへのまたは通過する武器および弾薬の供給の流れを、地域における平和と安定に対する重大な脅威として強く非難し、

全ての加盟国、とりわけ同地域の諸国に対し、ソマリアおよびエリトリア武器禁輸に違反したあらゆる行動を自制すること並びに違反者の責任を問うためにあらゆる必要な措置を講じることを求め、

違反に対する持続的且つ慎重な捜査を通してのソマリアおよびエリトリア武器禁輸の監視を強化する重要性を再確認し、武器禁輸の厳格な執行は同地域における包括的な治安状況を改善することを念頭に置きつつ、

監視グループに対する脅迫行為および監視グループの活動への妨害に懸念を表明し、

ソマリアにおける人道的状況が悪化していることおよび現在の干ばつ並びに飢饉についての安保理の深刻な懸念をくり返し表明し、幾つかの地区で人道援助の提供を妨げているソマリアの武装集団が人道援助の提供を標的としていることおよびその妨害を強く非難し、また人道支援要員に対するくり返される攻撃を憂慮し、

適用可能な国際法に違反した、子どもを含む文民に対して行われた、性的およびジェンダーに基づく暴力を含む暴力、虐待並びに違反のあらゆる行為について最も強い文言での安保理の非難をくり返し表明し、犯罪者は訴追されなければならないことを強調し、女性、平和および安全、武力紛争下の子ども並びに武力紛争下の文民の保護に関する全ての安保理関連諸決議を想起し、またそれ故、決議 1844 (2008) の下で対象を特定した措置のための既存の指定基準が再確認されまた更に強化されることが必要であることを検討し、

暫定連邦制度(TFIs)および支援者の双方にとっての、財政的資源の割当において相互に責任があり透明であることの必要性を再確認し、

ソマリアにおける役務を提供する地方当局の能力を損なう財政上の資金の不正使用を終わらせることを求め、

ソマリアにおける事態、ソマリアにおける平和と和解を損なっているエリトリアの行動並びにジブチとエリトリア間の紛争は、同地域における国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていることを認定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して

1. 決議 1844 (2008) の第1、3および7項の措置は、委員会により次のとおり指定される個人に適用されること、並びに同決議第3および7項の規定は、委員会により次のとおり指定される団体に適用されることを決定する。

(a) 2008年8月18日のジブチ合意若しくは政治プロセスを脅かす、またはTFIs若しくは

AMISOM を武力により脅かす行為を含む、ソマリアの平和、安全および安定を脅かす行為に関与しまたは支援を提供する者

(b) 決議 1844 (2008) の第 6 項において再確認された全般的および完全な武器禁輸に違反した者

(c) ソマリアへの人道支援の提供またはソマリアにおける人道支援へのアクセス若しくはその分配を妨害する者

(d) 適用可能な国際法に違反してソマリアにおける武力紛争に子どもを勧誘し若しくは使用した政治的または軍事的指導者である者

(e) 殺人、傷害、性的およびジェンダーに基づく暴力、学校および病院への攻撃並びに誘拐および強制移送を含む、武力紛争下の子ども並びに女性を含む文民を標的とすることに関与しているソマリアにおける適用可能な国際法の違反に責任を有する者

2. 上記第 1 項(a)の下での行為は、ジブチ合意の枠内での役務を提供する暫定連邦制度の義務を履行するその能力を損なう財政上の資金の不正使用を含むが、それに限定されないものとする。

3. 指定された団体に対する財政上の支援となる、アル・シャバブが管理する港を経由する全ての局地的でない貿易は、ソマリアの平和、安定および安全に対する脅威を引き起こし、またそれによってかかる貿易に従事した個人および団体は委員会により指定され、決議 1844 (2008) により設定された対象を特定した措置に従うものとすることを検討する。

4. 暫定連邦政府 (TFG) に対し、アル・シャバブが管理する港での、大型の商業船舶による全ての取引を禁止することを検討することを求める。

5. 全ての当事者が、ソマリア中の援助を必要とする人々に対する人道援助の時宜を得た提供のための十分、安全且つ妨害のないアクセスを確保し、ソマリアにおける人道状況が悪化していることについてその深刻な懸念を強調することを要求し、全ての当事者および武装集団に対し、人道支援要員および供給品の安全を確保するため適切な措置を講じることを促し、また上記第 1 項(c)に定める個人および団体がリストへの掲載の規準に合致するならば、そのような個人および団体に対して対象を特定した制裁を適用する安保理の用意を表明する。

6. 決議 1558 (2004) の第 3 項に言及され、決議 1916 の第 6 項で延長されている監視グループの職務権限を延長し、事務総長に対し、決議 1916 (2010) に従ってまた決議 1907 (2009) に一致して、設立された監視グループのメンバーの専門性を、必要に応じて、用いて、また、拡大された職務権限を履行するために、本決議の日から 12 か月間、8 人の専門家から成る監視グループを再構築するために必要な行政的措置を迅速に講じることを要請することを決定する。拡大された職務権限は次の通りである。

(a) 違反に関するなんらかの情報を報告することを含む、1844 (2008) の第 1、3 および 7 項で課せられた措置の履行を監視することで委員会を支援すること；また、上記第 1 項に記された個人および団体の可能性のある指定に関するなんらかの情報を委員会へのその報告書に含むこと。

(b) 決議 1844 (2008) の第 14 項に言及された、上記第 1 項に従って指定される個人および団体についての説明概要を作成することで、委員会を支援すること；

- (c) 決議 1844 (2008) のリストに掲載された規準に合致するため委員会により指定された団体、アル・シャバブの収入を生み出すであろうソマリアにおけるなんらかの海港活動を調査すること；
- (d) 決議 1587 (2005) の第 3 項(a)から(c)、決議 1844 (2008) の第 23 項(a)から(c) および決議 1907 (2009) の第 19 項(a)から(d)に示された任務を継続すること；
- (e) 関連する国際機関と協調して、ソマリアおよびエリトリア武器禁輸の違反を犯すために用いられる収入を生み出す、金融、海事およびその他の部門を含むあらゆる活動を調査すること；
- (f) ソマリアおよびエリトリア武器禁輸の違反に関連して用いられている輸送手段、経路、港湾、空港およびその他の施設を調査すること；
- (g) 安保理の将来の可能な措置のため、上記第 1 項に記された行為に関与している、ソマリア内外の、個人および団体並びにその活動の支持者の一覧案についての情報の更新を継続すること、および委員会が適切とみなした時に委員会にそのような情報を提出すること；
- (h) 安保理の将来の可能な措置のため、決議 1907 (2009) の第 15 項 (a) – (e) に記された行為に関与している、エリトリア内外の、個人および団体並びにその活動の支持者の一覧案についての情報の更新を継続すること、および委員会が適切とみなした時に委員会にそのような情報を提出すること；
- (i) 決議 1425 (2002) および決議 1474 (2003) に従って任命された専門家パネルの従前の報告書 (S/2003/223 および S/2003/1035)、および決議 1519 (2003)、1558 (2004)、1587 (2008)、1630 (2005)、1676 (2006)、1724 (2006)、1766 (2007)、1811 (2008)、1853 (2008) および 1916 (2010) に従って任命された監視グループの従前の報告書(S/2004/604、S/2005/153、S/2005/625、S/2006/229、S/2006/913、S/2007/436、S/2008/274、S/2008/769 および S/2010/91)に基づいた検討を基礎とした勧告を継続すること；
- (j) ソマリアおよびエリトリア武器禁輸並びに決議 1844 (2008) の第 1、3 および 7 項並びにエリトリアに関する決議 1907 (2009) の第 5、6、8、10、12 および 13 項において課せられた措置の包括的な遵守を改善するための追加的措置の明確な勧告について委員会と緊密に活動すること；
- (k) ソマリアおよびエリトリア武器禁輸並びに決議 1844 (2008) の第 1、3 および 7 項並びにエリトリアに関する決議 1907 (2009) の第 5、6、8、10、12 および 13 項において課せられた措置の履行を高めるため、地域諸国の能力を強化できる地域を特定することを支援すること；
- (l) 設置後 6 か月以内に中間の説明を、委員会を通じて、安保理に提供し、月に一度委員会に進捗報告書を提出すること；
- (m) 安全保障理事会の審議のため、委員会を通じて、監視グループの職務権限の終了の 15 日前よりも前に、上述のあらゆる任務を扱う二つの最終報告書、一つはソマリアに、もう一つはエリトリアに焦点をあてたもの、を提出すること；

7. 事務総長に対し、監視グループの活動を支援するための必要な財政的措置を講じることを更に要請する。

8. 委員会に対し、その職務権限に従いおよび監視グループとその他の関連する国際連合機関と協議して、監視グループの報告書における勧告を検討すること、並びに、継続する違反に対応して、ソマリアおよびエリトリア武器禁輸の履行と遵守並びに決議 1844 (2008) の第 1、3 および 7 項並びにエリトリアに関する決議 1907 (2009) の第 5、6、8、10、12 および 13 項において課せられた対象

を特定した措置の履行を改善する方法を安保理に勧告することを要請する。

9. 本決議の日から 12 か月の間、そしてどこで実施されている人道支援プログラムでも害することなく、決議 1844 (2008) の第 3 項で加盟国に提示された義務は、国際連合、国連専門機関または計画、国際連合総会のオブザーバーの資格を有する人道援助を提供する人道組織、および二か国またはそれ以上の資金提供を受けた国連ソマリア統合アピールに参加している NGO を含む、その履行協力機関による、ソマリアにおける緊急に必要とされる人道援助の時宜を得た提供を確保するために必要な基金の支払い、金融資産または他の経済資源には適用されないものとすることを決定する。
10. 全ての当事者、エリトリア、同地域の他国を含む全ての国家および TGF 並びに国際的、地域的および準地域的機関が、監視グループとの協力を確保し、また監視グループのメンバーの安全並びにとりわけ人、文書および監視グループがその職務権限を行使することに関連すると見なす集結地への妨害のないアクセスを確保することを促す。
11. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。